

令和8年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、府内の保育の受け皿拡大及び保育人材の確保を目的に「大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名（又は業務名）

令和8年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務

(1) 事業（又は業務）の趣旨・目的

府内の保育の受け皿拡大及び保育人材の確保を目的に実施するもの。

保育士試験の後期試験において、通常試験（実技試験）と地域限定試験（保育実技講習会）を同時実施することにより、受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす。

(2) 事業（又は業務）概要

令和8年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務に係る仕様書のとおり

(3) 委託上限額

9,474,000 円（税込）

2 スケジュール

令和8年7月21日（火）	公募開始
令和8年7月24日（金）	説明会開催
令和8年8月6日（木）	質問受付締切
令和8年8月21日（金）	提案書類提出締切
令和8年9月9日（水）	選定委員会
令和8年10月1日（木）	契約締結・事業開始
令和9年3月31日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (9) 受付期間最終日（令和８年８月２１日）までに令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「研修 種目コード174」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この案件に参加を希望する者は、次により登録申請することができる。

ア 登録に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06)6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 資格に関する文書入手するための手段及び申請の方法

資格に関する文書については、大阪府電子契約システム

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei 以下、システムという。)に掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。

ウ その他

詳細は、システムの説明による。

- (10) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和８年７月２１日（火）から令和８年８月２１日（金）まで

イ 配布方法

子育て支援課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puopo/tiikigentei.html>) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

ウ 応募書類受付期間

令和８年８月７日（金）から令和８年８月２１日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで。)

エ 提出方法

書類は必ず下記担当事務局に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

オ 担当事務局

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課認定こども園・保育グループ

住所：大阪府中央区大手前３丁目２-12 大阪府庁別館６階

電話番号：06-6944-6678

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1）

イ 企画提案書（様式 2）

ウ 応募金額提案書（様式 3）

エ 事業実績申告書（様式 4）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 5）

② 共同企業体協定書（様式 6）

③ 委任状（様式 7）

④ 使用印鑑届（様式 8-1 または 8-2）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9）

キ 事業実施体制組織表（様式自由）

（各構成員の役割分担等が明示されているもの）

【添付書類】

ア 定款又は寄付行為の写し（3 カ月以内の日付で原本証明してください。）

イ 法人登記簿謄本

・発行日から 3 カ月以内のもの

ウ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

オ 暴排誓約書（様式 10 その 1（元請負人用）、様式 10 その 2（下請負人用））

カ 障害者雇用状況報告書の写し

① 常勤雇用労働者数が 40.0 人以上の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

② 常勤雇用労働者数が 40.0 人未満の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式 11）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「令和8年度大阪府地域限定保育士試験保育実技講習会運営等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年7月24日（金） 午前10時から12時まで

(2) 開催場所

オンラインにて行います。

(3) 申込方法

電子メール（アドレス：kosodateshien-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6678）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年7月23日（木）

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年7月21日（火）午前9時から令和8年8月6日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kosodateshien-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6678）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は子育て支援課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puopo/tiikigentei.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業内容に関する提案について	① 講習内容について ・最新の保育の状況や知見を踏まえつつ、保育現場において求められる一定の技能・知識を得ることができる内容が提案されているか。 ・保育所保育指針に則った講習内容が提案されているか。(シラバス、講習テキスト案) ・受講者が到達すべき目標について理解できる内容となっているか。 ・座学だけではなく、表現技術の実践が取り入れられているか。	20点
	② 講師及び教育内容編成主任について ・科目ごとに要件を満たす適切な講師候補者を提案しているか。 ・要件を満たす適切な教育内容編成主任を提案しているか。	10点
	③ レポートの内容・採点基準について ・到達目標の到達状況を測れるレポート案が提案されているか。 ・模範解答を含めた公平公正な採点が可能な基準が提案されているか。	30点
実施体制	・業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された、事業実施体制が具体的に提案されているか。 ・常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができるか。 ・受講者管理を適切に行う方法が提案されているか。 ・問い合わせ窓口を設置し、各種問い合わせに対応可能か。	10点
事業の実績について	・国家戦略特別区域限定保育士試験にかかる保育実技講習会の運営実績回数 (回数＝点数 10回以上であれば10点となる)	10点
	・自治体を実施する保育士試験の実技試験対策講座の運営実績があるか。もしくは指定保育士養成施設の設置者であるか。 (無し：0点 有り：5点)	5点

障がい者雇用	企業全体において、常用労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 ※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。 (雇用していない：0 点 雇用している：5 点)	5 点
価 格 点	価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を子育て支援課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puopo/tiikigentei.html>) において公表します。

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア、イ、ウのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
 - ウ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいいます。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。